

# 第68回埼玉県国土利用計画審議会議事録

## 会 議 の 概 要

### 1 会議の日時及び場所

平成30年11月29日（木） 午後2時00分から午後3時30分まで  
浦和ワシントンホテル 3階 プリムローズ

### 2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

### 3 出席職員

別紙2のとおり

### 4 議事内容及び審議結果

埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（狭山農業地域の縮小、嵐山農業地域の縮小、宮代農業地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

### 5 議事の経過

別紙3のとおり

## 第 6 8 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

|    | 氏 名    | 現 職                 | 専門分野等  | 出欠 |
|----|--------|---------------------|--------|----|
| 1  | 安藤巳喜夫  | 埼玉県農業会議常設審議委員       | 農 業    | 出席 |
| 2  | 井上真理子  | 森林総合研究所多摩森林科学園主任研究員 | 森 林    | 出席 |
| 3  | 今泉 飛鳥  | 埼玉大学経済学部講師          | 産 業    | 欠席 |
| 4  | 岩崎 宏   | 埼玉県議会議員             | 地方行財政  | 出席 |
| 5  | 上杉 徳子  | 上杉不動産鑑定事務所所長        | 土地問題   | 出席 |
| 6  | 内田奈芳美  | 埼玉大学経済学部准教授         | 都市計画   | 出席 |
| 7  | ○加藤 孝明 | 東京大学生産技術研究所准教授      | 防 災    | 欠席 |
| 8  | 蒲生 徳明  | 埼玉県議会議員             | 地方行財政  | 出席 |
| 9  | ◎小瀬 博之 | 東洋大学総合情報学部教授        | 環境全般   | 出席 |
| 10 | 土屋 恵一  | 埼玉県議会議員             | 地方行財政  | 出席 |
| 11 | 中屋敦慎一  | 埼玉県議会議員             | 地方行財政  | 出席 |
| 12 | 原 美登里  | 立正大学地球環境科学部准教授      | 自然環境保全 | 出席 |
| 13 | 松坂 喜浩  | 埼玉県議会議員             | 地方行財政  | 出席 |
| 14 | 宮崎栄治郎  | 埼玉県議会議員             | 地方行財政  | 出席 |
| 15 | 山下 勝矢  | 埼玉県議会議員             | 地方行財政  | 出席 |
| 16 | 山根 史子  | 埼玉県議会議員             | 地方行財政  | 出席 |

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

## 第68回埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

| 所 属            | 職 名    | 氏 名     |
|----------------|--------|---------|
| 企画財政部          | 地域政策局長 | 山 崎 明 弘 |
| 企画財政部 土地水政策課   | 課 長    | 鈴 木 柳 蔵 |
| 環境部 みどり自然課     | 主 幹    | 倉 持 和 之 |
| 農林部 森づくり課      | 課 長    | 荒 木 恭 志 |
| 都市整備部 都市計画課    | 課 長    | 山 科 昭 宏 |
| 都市整備部 田園都市づくり課 | 副 課 長  | 小野寺 貴 郎 |

○司会（漆原土地水政策課主幹） 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第68回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます土地水政策課主幹の漆原でございます。よろしくお願いたします。

最初に、開会に当たりまして、埼玉県企画財政部地域政策局長の山崎明弘からご挨拶申し上げます。

○山崎地域政策局長 地域政策局長の山崎でございます。

本日は、ご多用の中、第68回埼玉県国土利用計画審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、委員の皆様には、日ごろから県政全般にわたりまして、ご指導、ご鞭撻をいただいております。重ねて御礼を申し上げます。

本日は、今年度2回目の審議会となりますが、諮問事項といたしまして、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）のご審議をお願いいたします。

土地利用基本計画は、県内の土地利用の基本的な方向性を定めるものでありまして、この計画の変更を行うに当たりましては、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画審議会のご意見を賜る必要がございます。

本日は、狭山農業地域の縮小、嵐山農業地域の縮小及び宮代農業地域の縮小の3つの案件につきまして、ご審議をいただきます。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますが、いずれの案件も今後の県土利用を考える上で大変重要なものがございます。

委員の皆様におかれましては、専門的な視点からご指導くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○司会 ここで委員の出席状況を報告いたします。委員総数16名中出席委員14名で過半数の委員が出席していらっしゃいます。

したがって、埼玉県国土利用計画審議会規則第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。お席のところに封筒と第4次埼玉県国土利用計画と書かれている冊子、あと、埼玉県土地利用基本計画という箱になったものがございます。

また、封筒の中でございますが、順に、次第、委員名簿、資料1から4、資料1につい

てはA4の1枚の紙でございます。資料2から4につきましては、それぞれホチキスどめされているものでございます。参考資料1及び2、なお、参考資料2につきましても、ホチキスどめとなっております。あと座席表。

以上でございます。不足等がございましたらお知らせくださいませ。——よろしいでしょうか。

それでは、審議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますので、これからの議事進行につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（小瀬会長） 皆さん、こんにちは。ことし2回目ということで、手元に次第があるのですが、特段こちらはご挨拶する内容が書かれていないのですが、きょうは3件とも割と似たような農業地域を縮小するという案件です。具体的な用途として工業地域になるということですがけれども、それぞれ3件ございます。慎重な討議をしながらも少し時間が押してくると思いますので、スムーズに進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、本日の議事録に署名をお願いする委員でございますが、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

今回は、井上真理子委員、上杉徳子委員にお願いします。——それでは、よろしくお願いします。

次に、本日の会議を公開としてよろしいか伺います。審議会規則第6条は、審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができると規定しています。

本日の議題は、次第のとおり諮問事項3件が予定されておりますが、原則どおり公開としてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会議を公開とします。

傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○司会 おりません。

○議長 それでは、審議に入ります。

本日は、審議事項が3件に分かれておりますので、案件ごとに審議したいと存じます。

まず、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）、(1)狭山農業地域の縮小について審議を行

います。事務局から説明をお願いします。

○鈴木土地水政策課長 土地水政策課長の鈴木です。

初めに恐縮ですが、参考資料1 埼玉県土地利用基本計画についてというお手元の資料がございますが、そちらを御覧いただきたいと思います。埼玉県土地利用基本計画についてということで、A4、1枚でございます。

この内容についてでございますが、埼玉県土地利用基本計画につきましては、国土利用や県土利用の基本理念を記しました国土利用計画全国計画、それから埼玉県計画といったものを基本に策定されているところでございます。

内訳としましては計画書、計画図で構成されているものでございます。計画書につきましては、土地利用の基本方向などを定めております。また、計画図には、こちらに記載のとおり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域という5つの地域の範囲を表示しております。

地域の範囲の設定ですが、例えば都市地域につきましては、一体の都市として総合的に開発、整備、保全の必要がある地域ということで、都市計画法に定める都市計画区域に該当するエリアとしております。

農業地域につきましては、総合的に農業の振興を図る必要がある地域という視点で農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域に定めるエリアといった指定をしているところでございます。

また、これらの個別法に基づく区域や地域の拡大、縮小等を行う場合につきましては、それらの手続との連動を図りながら、この土地利用基本計画図も変更していくという連動した仕組みになっているものでございます。

続きまして、本日の議案でございますが、資料1を御覧いただきたいと存じます。A4、1枚の資料となっております。

1、埼玉県土地利用基本計画（計画図）変更地域一覧です。本日は、狭山農業地域の縮小、嵐山農業地域の縮小、宮代農業地域の縮小、いずれも産業団地の開発に伴うものですが、3件の審議をお願いするものでございます。また、括弧内の数字でございますが、それぞれの農業地域を縮小する面積となっております。

次に、2、五地域区分の面積一覧表でございますが、こちらは整数で整理することになってございますので、合計しますと、36ヘクタール農業地域を縮小するという内容となっているものでございます。

それでは、初めに、狭山農業地域の縮小から御説明申し上げたいと思います。恐縮ですが、資料2を御覧いただきたいと存じます。資料2、狭山農業地域の縮小でございます。

土地の所在でございますとおり、本件は、狭山市柏原地内の農業地域約8.2ヘクタールを縮小するものでございます。

変更理由でございますが、土地区画整理事業による産業団地整備の実施が確実となった、そういった理由によるものでございます。

次に、他の地域区分との重複状況でございますが、土地利用基本計画図では、この地域は現在、農業地域という位置づけであるとともに、全域が都市地域という2つの地域が重なっているところでございます。

次に、事業の概要でございますが、組合施行による区画整理事業でございまして、事業期間は平成31年度から33年度の3カ年を予定しています。

また、変更に伴う狭山市長の意見はありませんでした。

2ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは土地利用基本計画図を当該地を含めて抜粋したものでございます。上段が変更前のものでございまして、都市地域と農業地域がかぶった状況でございました。今回、変更案といたしましては、農業地域を縮小しまして、下段のとおり都市地域が残るといった色塗りにしていきたいという内容となっております。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。3ページは位置図になります。中央やや上側に赤く記されたところが今回予定しております地域でございます。変更する地区につきましては、左下のほうにございますが、圏央道の狭山日高インターチェンジの東側、約2キロメートルに位置しているところでございます。また、西側、青く塗られてございますけれども、こちらは既存の狭山工業団地などとなっております。

恐縮ですが、4ページを御覧いただきたいと存じます。4ページは、土地利用計画図となっております。右下に凡例がございますが、北側、上側及び東側、右側でございますが、開発区域の上、右側に接続先道路がそれぞれ配置されているものでございます。また、北東側、右上になりますけれども、緑色の部分が公園、それから薄い黄緑色に着色されたものが主に敷地内に設けられます緩衝緑地という内容となっております。こちらが土地利用基本計画図となっております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは、市街化区域に編入された場合の用途地域ということでございまして、隣接する狭山工業団地などと同様に工業

専用地域を予定しているものでございます。

最後の6ページを御覧いただきたいと思います。赤く塗られた中が今回の計画区域となっておりまして、現在の土地利用につきましては、約9割が畑で残りは道路ですとか住宅、資材置き場、こういった土地利用となっているところでございます。

以上で狭山農業地域縮小の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 　ただいま事務局から説明のありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）、(1)狭山農業地域の縮小について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 　土屋でございます。

ちょっと簡単な質問なのですけれども、伺いたいと思います。変更理由というのは、土地区画整理事業によるということでありまして、これは地権者がどのぐらいいて、減歩はどのぐらいあるのか教えてもらいたいのです。

○山科都市計画課長 　都市計画課長の山科です。

所有の地権者は52名でございます。減歩率は27.9%でございます。

以上です。

○土屋委員 　ありがとうございます。そうしますと、土地区画整理事業による変更という形でありまして、52名中、反対者はいるのですか。

○山科都市計画課長 　強い反対者というのは聞いておりませんが、現在、地権者の同意を集めておりまして、52名中48名の同意をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○土屋委員 　そうすると、とりあえず4名の方がまだ未同意ということになりますが、区画整理事業というと大体何%以上の同意があれば実施するわけなのでしょうか。

○山科都市計画課長 　一般的に申しますと、大体8割以上で事業ができる。組合施行の場合ですと、基本的に何かを議決する場合については、3分の2以上の同意が必要となりますので、それよりも上回る大体8割以上の同意を得られたものについては、事業の確実性があるということで判断しているのが一般的なのかなと考えております。

以上です。

○土屋委員 　そうすると、同意率からすれば80%以上ですからオーケーという形になるわけですね。

○山科都市計画課長 はい。

○土屋委員 その後なのですけれども、実際に農振地域から今度、工業を専門に区画整理事業をするという形になっていると思うのですが、工業専門ということになりますと、住居地域というのが今度なくなってしまうわけなのですね。ほとんど工業専用地域という形で工場を誘致するわけですか。

○山科都市計画課長 このところについては、工業専用地域の用途地域を予定しておりまして、全て工業系の土地利用を図る予定でございます。

地区内に残る住宅につきましては、基本的に地区外に移転をする計画ということで事業者から聞いております。

○土屋委員 工業用地という形で今お話がありましたけれども、そうすると、工場誘致をして、実際、組合施行で実施する形になるわけですね。

○山科都市計画課長 はい。狭山工業団地の拡張地域、柏原鳥之上地区につきましては、業務代行方式という形で、地権者の同意をいただいて代行者が施行するということになっておりまして、業務代行者によって事業が進められるということで、事業者から聞いております。

○議長 よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問はございますか。中屋敷委員、お願いいたします。

○中屋敷委員 先ほど9割が畑というご説明がありましたけれども、まず、きょうの3件ともそうなのですが、縮小ということで議題になっていますよね。これは農地が縮小するという意味で受け取らせていただいていますけれども、基本的に、まず産業団地等々の作成をしたいという考えが狭山市のほうにもあれば、当然、狭山市としても今まで市のほうは上がってきているということですから、調整を図ってきていると思うのですが、その中で、最初はここの部分で農業を営んでいた皆さんが代替の土地といったものについて希望を出されたりしている状況があるのかどうなのかということと、この三角の中に遊休になっている農地、実際農地がどれぐらい活用されていたかというような部分もご説明いただかないと、農業振興の部分から考えると、減少ですというだけでは説明にならないと思うので、その辺をご説明いただきたいと思います。

○鈴木土地水政策課長 まず、代替地希望の方なのですけれども、一名いらっしゃいまして、0.7ヘクタールを提供させていただいたという状況でございます。

2点目の遊休農地のところでございますけれども、地区内ですと7.2ヘクタールぐらい

畑があるところがございます。内訳で遊休農地というのはわからないですが、実際、この中にある畑が7.2ヘクタールというものでございます。

この部分、農地が減ってしまいますので、それにかわる取り組みということでございますけれども、市内に現在、農振農用地になっていない、いわゆる白地のところがありますが、そこを農用地に含める手続を今進めております。実際、1地区については完了しているという状況でございます。1地区については、今、地元説明等を行っております、それらをきっかけに、まず農用地区域を増やすという取り組みを今狭山市のほうでしているところがございます。

別の取り組みでございますけれども、荒廃農地とっておりますが、現在、耕作されていなくて、通常の耕作ではなかなか農作業が進まないような農地を再生するような取り組みを各市町村でやっているところがございます。

具体的に狭山市でございますけれども、28年の実績としましては3ヘクタールという実績が上がっております、これを引き続き継続していただくという取り組みを踏まえまして、今回、農業振興区域の除外の内容の協議が整ったといった中身となっております。

以上です。

○中屋敷委員 農業地域8.2ヘクタールに対して、今現在、今のご説明だと担保できている農地は3ヘクタールぐらいですか。

○鈴木土地水政策課長 当該地というわけではないのですが、狭山市全域の中で荒廃した農地を再生したというものが、これは平成28年度の単年度でございますけれども、3ヘクタールという数字となっております。そのほかに、別のところがございますけれども、通常の白地の農地を農振農用地に編入する手続、完了したのものも含めまして、今順次進めているというところがございます。

以上です。

○議長 そうすると、ここの地権者がそのままそっちに行っているわけではないということですね。

○鈴木土地水政策課長 ではないです。市全域の取り組みとして、農地の確保をするという取り組みを進めているというものでございます。

○中屋敷委員 順次進めていただいているであろうということはわかるのですが、農地を縮小していくわけですから、どれぐらいが担保できているかということが非常に重要だと思うのです。その辺は押さえていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木土地水政策課長　農振農用地に編入していこうという、対象となっているのが9地区の93ヘクタールという数字となっております。ただ、既に完了しているのは、1地区0.6ヘクタールという数字となっております。それから先ほど地元説明が行われたのが1地区の1.1ヘクタールというところでございますので、まだ数字的には8.2には追いついていないのですけれども、ここら辺は順次市のほうで進めていくというように説明を受けているところでございます。

以上です。

○中屋敷委員　その8.2に届いていないという状況の中でも、このように認められるということ、これが審議されて認められれば事業として動いていくわけですよ。そういう状況だということを受け取らせていただいているわけですね。

○鈴木土地水政策課長　別のところ、農業振興地域の整備計画のところにつきましては、先ほどのような取り組みの中で認めていただいて、今調整が進んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長　よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問はございませんか。安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員　この中に居住されている軒数はございますか。住宅、何軒ぐらいあるのか。それからそれらの代替の土地並びにその辺の対応。

○議長　一番最後のページが航空写真のものでございますけれども、ちょっと民家があるようにみえますが、具体的な数字をお願いします。

○山科都市計画課長　都市計画課ですけれども、現在、県のほうでは戸数までは把握しておりませんが、宅地の面積でいきますと、8.2ヘクタールのうち0.4ヘクタールが宅地という土地利用の形態になっております。

以上でございます。

○安藤委員　そうしますと、当然それらの方々の移転先等を含めて補償、それなりのものが出ます。その辺の打ち合せ、もしくは地権者との話し合いがスムーズにできているのかどうかということがちょっと心配になります。

もう一点は、もう耕作しなくてもいいという形で、代替地をもらってもさらに規模拡大しようという感じを受けない、余りに生産性が低い地域なのかどうか。したがって、そういう農業的な土地利用に向かないから代替をもらわなくてもいいとか、そのような感じな

のか、その辺はどうなのでしょう。

○山科都市計画課長 1点目の移転の補償の関係につきましては、事業実施段階の中で進められることだとは認識しておりますけれども、事業者のほうで必要な移転に伴う補償がなされるものと考えております。

○鈴木土地水政策課長 個別の農家の方の意見でございますけれども、ちょっと細かくは聞いておりませんが、こういった周辺一帯が工業団地になってしまいますと、農地の一体性が持てないということで、この場所での農業はしないということで聞いているところでございます。

以上です。

○安藤委員 今の話ですと、地権者の同意が8割以上あればいいということだと思いますが、中には同意はしたのだけれども、賛成しないという方もあると思います。そうなりますと、事業実施に当たって、相当説得しなければならないと思いますが、8割あるのだから強制的に執行するのだらうとも考えられるのですが、いかがですか。

○山科都市計画課長 今9割以上の地権者の方から既に同意を得られておりまして、残りの地権者の方についてもほとんど、事業そのものに反対というわけではなくて、家屋移転の関係とか補償の調整だとか、そういった調整で今進めていると聞いておりまして、今後、さらに事業者のほうで同意が増えていくということで、著しく事業が長期化するとは考えていないところでございます。

以上です。

○安藤委員 結構です。

○議長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。それでは、内田委員、お願いいたします。

○内田委員 4ページ、5ページを拝見すると、新設される道路がぐいっと延びているのですけれども、よく下の様子を見ると、途中でかなりヘタ地とまではいいませんが、小さく残されるような畑が散見されるなど思ったのです。なぜこの道路はこのような線形でつくられて、畑の形状としての配慮がなかったのかというのがちょっと気になったので、教えていただければと思います。

○議長 ちょうど東側のこういう部分とか。

○内田委員 そこです。

○議長 特にこの部分ということですか。上から3分の2ぐらいのところですか。ちょっと

欠けているところというか。

○内田委員　　ところもありますし、途中も……これは土地の所有を示した点線なのかどうか分かりませんが、畑の形状に対して突っ切っているので、中途半端に残される敷地が幾つかあるのですけれども、このあたりの線形の決められ方というのがどうだったのかというのを教えていただければと思います。

○山科都市計画課長　　ちょうど図面の上のところの三角になっている部分につきましては、現在、都市計画道路として都市計画決定されているところでございまして、笹井柏原線というのが将来市道になるのですが、それと県道の堀兼根岸線との交差点のところのちょうど交差点部になりますので、三角になっているのは交差点部で隅切りでございまして。

○内田委員　　いや、そんなことを聞いているわけではなくて、隅切りなのはわかっているのですけれども、線の全体、笹井柏原線の線形が真っすぐに延びることによって、下の畑の従来あった形を突っ切っているために、中途半端に残される敷地が幾つも存在しますが、なぜこのような道路の線形をとられたのかということをお伺いしたつもりでした。

○山科都市計画課長　　既に昭和38年に都市計画道路として決定しておりますので、その辺までの経緯は私のほうでは把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　そうすると、もうあらかじめこの工業団地をつくるときに、こういう道路をつくる予定があつて、それが今になって生きていたというのがこのラインということですよ。ね。

○山科都市計画課長　　そうですね。

○議長　　ということで、逆にいうと、そういう中途半端なものは余り考えていなかったとしかいいようがないと思うのです。

○内田委員　　当時は考えていなかった。

○議長　　そうですね。よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

ほかにご意見、ご質問がないようでございますので、質疑は終了いたします。

それでは、審議会の答申を決定するに当たり、採決を行います。

理事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）の(1)狭山農業地域の縮小につきまして、ご異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたします。

では、答申に付すべきご意見がございましたらご発言をお願いします。特にありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

なお、答申の文案につきましては、私にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、次に、埼玉県土地利用基本計画の変更(案)、(2)嵐山農業地域の縮小について審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○鈴木土地水政策課長　それでは、資料3を御覧いただきたいと存じます。資料3、嵐山農業地域の縮小の資料でございます。

本件は、嵐山町大字勝田地内の農業地域4.6ヘクタールを縮小する内容となっております。

変更理由でございますが、埼玉県企業局による産業団地整備の実施が確実となったことによるものでございます。

次に、他の地域区分との重複状況でございますが、土地利用基本計画図で、この地域は現在、農業地域であるとともに、全域が都市地域及び森林地域という内容となっております。

次に、事業概要でございますけれども、埼玉県企業局による産業団地整備事業でございます。企業局が事業を行う面積は、後ほど位置関係を申し上げますが、9.1ヘクタールで、今回縮小する農業地域の面積は4.6ヘクタールとなっているところでございます。

次に、事業期間でございますが、平成31年度から33年度の3カ年を予定しております。

また、変更に伴う嵐山町長の意見はございませんでした。

2ページを御覧いただきたいと存じます。土地利用基本計画図の変更前、変更後案のものでございます。上段が変更前のものでございまして、農業地域を縮小することによりまして、下段のような内容としていきたいというものでございます。

3ページを御覧いただきたいと存じます。位置図になります。変更する地区でございますけれども、関越道の嵐山・小川インターチェンジの東側、約1キロメートルに位置しているところでございまして、隣接地でございますが、企業局が造成しました嵐山花見台工

業団地、こちらの内容となっているところでございます。

恐縮ですが、4ページを御覧いただきたいと存じます。4ページは、土地利用計画図となっております。右下に凡例がございますが、薄い青色が工場等の敷地、濃い緑が緑地、濃い青色が調整池となっております。また、左下の薄い緑色が公園となっている、そういう土地利用計画図となっております。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。5ページは、用途地域図となっております、工業地域を予定しているところでございます。

最後に、6ページを御覧いただきたいと思います。こちらは航空写真となっております。赤い実線の部分が今回、農業地域の縮小を行う4.6ヘクタールの範囲となっております。また、赤い実線と点線の間には挟まれたエリア、こちらは既に市街化区域となっているところでございまして、4.5ヘクタールとなっております。こちらの両方、4.6ヘクタールと4.5ヘクタールを合わせました9.1ヘクタールにつきまして、今回、企業局が産業団地開発を行おうとするものでございます。

なお、現在の土地利用につきましては、主に山林となっております、この中に農地はないという状況となっているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長　　まず私から、わかりにくい点を若干質問しておきますけれども、打ち合せのときにも確認したのですが、今回、都市地域であり、森林地域でもあり、なおかつ農業地域でもあるところということですよ。それを森林地域は残しながら農業地域だけを外すという案件であるということと、この一点鎖線で描かれているところが事業区域になるけれども、農業地域を縮小するのはその約半分というところになっているということですが、この森林地域を外さない理由ということについて解説をお願いいたします。

○鈴木土地水政策課長　　会長がおっしゃるとおり、この地域は都市地域、森林地域、それから農業地域、3つの地域がかぶっているところでございます。最初にもご説明しましたが、農業地域につきましては、農業振興地域整備計画と連動を図りながら見直しを行っているということでございまして、今回はそれに合わせて見直しを行わせていただきたいというものでございます。

森林地域につきましては、国有林ですとか地域森林計画対象民有林、森林として保全していくような民有林、こういったものを対象として指定しているわけでございますけれども、地域森林計画対象民有林を外す時期につきましては、最後に造成工事が終わった段階

で外すという仕組みとなっております。

この理由でございますけれども、当然、民間事業者が森林の伐採許可を受けて造成工事を行うわけでございますが、途中途中の段階で計画変更が起きたり、事業計画の中止を命令したり、最初の段階では外す範囲が確定できないといった事情も生じておりまして、2段階になってございます。今回は農業地域の縮小をさせていただきたいということで、農業振興地域整備計画から外すということと、農業地域を外すということを同時にやらせていただきたいということでございます。森林地域につきましては、造成工事が終わった段階で地域森林計画とあわせて外させていただきたいという状況でございます。

以上です。

○議長　　そうしますと、森林地域を外すときは、またこの審議会にかかるということになるわけですね。

○鈴木土地水政策課長　　そのとおりでございます。

○議長　　あと、もう一個だけ質問しておきますと、用途地域が5ページにあるのですが、ここは周りが工業専用地域だけれども、ここは工業地域という違う区分にしているというのは何か理由があるのでしょうか。お願いいたします。

○山科都市計画課長　　嵐山花見台工業団地につきましては、全部が工業専用地域になっておりますけれども、ここを工業地域にした理由は、昨今の企業ニーズに対応するため、工場製品の直売所であるとか、社員寮とか、そういった建設を可能とするためと町から伺っております。

以上です。

○議長　　建物用途とか用途を広げることができるということで、専用ではないのですね。

○山科都市計画課長　　はい。

○議長　　わかりました。それでは、先にちょっと私のほうで質問してしまいましたが、ただいま事務局から説明のありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）、(2)嵐山農業地域の縮小について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。原委員、お願いいたします。

○原委員　　原でございます。

少々お伺いしたいのですけれども、4ページ、土地利用計画図になっておりますが、ここで南西側のところに調整池が設けられているのですが、これはなぜここに調整池を設けたかをお伺いしたいのです。なぜかと申しますと、地形図、それから空中写真等々を確認

して、現地もちらっとみてきましたけれども、東側のところと北側のところに結構谷が入っているのです。その谷のところではなくて、尾根の部分に調整池が設けられています。まして、この区画内の南東あたりには河川が流れていまして、水がそれなりにあって、全体の傾斜地等々、水の流れを考えると尾根につくるよりは、谷のところにつくったほうがその後の被害等々のことも考慮するといいいのではないかと思っているのですが、その辺の検証をされたかどうかということと、ここにつくられた理由等々を教えていただければと思います。

○山科都市計画課長 委員のおっしゃるとおり、一部、北側区域については、隆起帯が北側のほうに行っているということなのですからけれども、あとは南側のほうが低くなっているところなのです。今回、造成によりまして、一番低くなる、宅地造成しているところが調整池の位置になります。最終的に宅地に降った水については、調整池に自然流下でためることになりますので、その後、排水路を通じて一級河川に流れるという計画になってございます。

以上です。

○議長 4ページだとわかりにくいのですけれども、ここが下がっているのですね。水色の工業系のところというのは整地してほとんど平らみたいになるような形ということですかね。

○山科都市計画課長 そうですね。

○原委員 それは十分に理解しているのですけれども、更地のところとか、今回工業地域になるところに降った雨だけではなくて、ここは奥に二ノ宮山という山があって、その傾斜地の1区画であるということを考えますと、全体に降った雨の水みち自体は、ここが更地になったところで、大きな水みちは変わらないと思うのです。そのところの考慮のされ方ですとか検討、最近、この辺もため池がたくさんあるような地域で、決して水がよいところではないと認識しているのですが、その中においてゲリラ豪雨等々ふえている昨今でもありますので、工場で働かれる方等々の安全面も考慮されて、ここに計画されたのか、その辺がちょっと心配だなというので、お伺いさせていただいた次第です。

○山科都市計画課長 埼玉県の雨水流出抑制施設設置条例がございまして、河川砂防課とそれに基づく協議をしております、開発に伴って必要な調整容量は調整池で確保することになっております。

また、ここに緑の部分で塗られているところについては、残置森林ということで、その

まま森林として保全する区域になりますので、これについては、特に北側部分については、これまでどおりの、ちょうど逆斜面といいますか、向こうに向かって下がる形になりますので、そこに降った水で出てくる水については、既存の花見台工業団地の調整池のほうに流下するということになると思います。

以上でございます。

○議長 外側は、東側と北側は下がっている方向になっているのですかね。この一点鎖線の部分の境界線が尾根になっているのかな。東側はそうですか。写真だけだとちょっとわからないところがありますけれども。

いかがでしょうか。井上委員、お願いいたします。

○井上委員 よろしく申し上げます。森林地域というところでしたので、お尋ねしたいと思うのですが、周りは工業団地だとは思いますが、その反対側は少し緑地が残っていたりするような地域なのではないかと思えます。この森林が減少することによりまして、対象の地域森林計画ですとか、周りのほかの緑地との兼ね合いから、この辺の変更に伴う自然への影響についてコメントをいただければと思います。

○荒木森づくり課長 森づくり課です。よろしく申し上げます。

森林の転用の扱いなのですが、あくまでこの箇所につきましては、地域森林計画の対象森林がほとんどなのですが、転用に扱える基準につきましては、あくまでこのエリアの中で考えております。今回は公的機関が実施主体であり、通常の林地開発の転用許可ではなく、連絡調整という形で、通常の林地開発許可と同様の基準で、例えば土が盛られる、造成される、あるいは調整池がこの部分にできるというような判断をしますので、たとえ森林がなくなっても、安全な勾配で土を切る、盛る、調整池ができる。それができれば、森林にかわる機能が保たれるということで判断してございますので、特に周辺といいますか、この中での考えを入れさせていただいたものでございます。

○井上委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにご意見、ご質問はございますか。土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 ちょっと基本的なことを確認したいと思うのですが、例えば、開発事業は埼玉県企業局でやるみたいですが、先ほどは区画整理事業でやるという話で、今回は埼玉県がやるという話なのですが、これはどこが違うのでしょうか。

○鈴木土地水政策課長 土地利用基本計画上の取り扱いとしては特に違いはないと思います。ただ、開発手法については、公的開発でやるだとか、それは民間の区画整理だとか、

幾つかパターンがあるかと思いますが、事業主体によっていろいろ都市計画法の手続ですとか、そういうところが異なってくるということでございます。

以上です。

○土屋委員　そうすると、今回は企業局という形ですけれども、企業局でやるメリットというのはあるのですか。

○鈴木土地水政策課長　ちょっと抽象的になってしまうかもしれないのですが、事業実施の確実性ということからみますと、公的な主体ということで、より確実性があると考えているところでございます。

以上です。

○土屋委員　区画整理だとかなり地権者が多いということになると、反対者も多くなるわけですね。企業局でやれば、埼玉県が独自にやっしまえば早いに決まっていると思うのです。ほかのところの土地というのは、県で買収してしまうわけですか。

○山科都市計画課長　全て買収になります。事業期間は32年度までと企業局から聞いております。

○土屋委員　例えば4ページの図面をみますと、かなり変わった形で変更面積が4.6ヘクタールで事業面積のほうは9.1ヘクタールという形ですから、それだったら、最初から9.1ヘクタールを全部買収して事業をやってしまったほうが早いのではないかと思うのです。こんな地形がでこぼこしたような地形ではなくて。

○山科都市計画課長　嵐山花見台工業団地につきましては、既に既存の工業団地として、91.3ヘクタールを整備して分譲されておりますけれども、当初の計画では、このエリアも含めて計画されたと聞いております。このエリア自体に反対の地権者等がございまして、この区域だけ開発、あるいは市街化区域の編入から当時除いたと聞いております。

今回、中の地権者の全ての了解が得られたということから、残っていた9.1ヘクタールの開発を企業局のほうで行いたいというところで進めていると聞いております。

以上です。

○土屋委員　図面をみた限りは、地形的にもかなりよくない地形ではないかと思うのです。実際、このエリアだけ全部購入してしまったほうが早いのかなと思うし、また、このところの高低差はどのくらいあるのですか。

○議長　いかがでしょうか。この図面でみますと、4ページの1つの線が5メートルですか。お願いいたします。

○山科都市計画課長　　高低差につきましては、図面で調べる限り、25メートルぐらいはあるということでございますけれども、これについては、基本的に切り盛り、高いところから低いところに盛って、なるべく残土が多く発生しないような形で整備されるということで聞いております。

○議長　　山は開いて、谷は埋めるような形になるということですね。

○山科都市計画課長　　はい。

○議長　　1つの線の標高差が2メートルですね。

○土屋委員　　実際、産業団地という形で実施するわけですよ。そうすると、地形的にもかなりいい地形ではないのではないかと私などは思うのです。

○議長　　これはよくみると、3ページでみると、この東のラインというのは、ちょうど町の境なのですね。だから、そこでぶった切っているような感じになっているのは、境界なのですね。

○土屋委員　　高低差もかなりあって、地形もかなりでこぼこしてしまっているのだったら、ここの一帯というか、最初の事業面積の9.1ヘクタール全部購入してしまったほうが、実施としてはかなり楽ではないかと思うのですが、いかがですか。

○山科都市計画課長　　事業面積の9.1ヘクタールのうち、4.6ヘクタールを除いた部分については、既に土地が購入されているというところでございます。

○議長　　だから、今回、この実線の範囲の土地が買えることになったので、その周りも、この周りだけだと当然開発するにはかなりきついで、それでここを買えることになったから開発しましょうということなのですね。

○山科都市計画課長　　はい。

○土屋委員　　実際、買収価格というのは、この辺は幾らぐらいするのですか。

○山科都市計画課長　　手元にちょっと資料がないので、今は把握しておりません。企業局のほうで事業を実施されるということですので、私のほうでは把握しておりません。申しわけありません。

○土屋委員　　結構です。

○議長　　ほかにご意見、ご質問はございますか。――ちょっと私から質問ですけれども、ここはこの面積ですと、環境影響調査とかは行わないのでしょうかということと、行う、行わないはともかくとして、生物多様性からして、希少種とかそういうことを確認しているかどうかとか、その辺をお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。お願いしま

す。

○小野寺田園都市づくり課副課長 田園都市づくり課でございます。

この地区の環境関係の調査につきましては、基本的に条例に基づきます環境影響評価については、埼玉県の場合、工業団地の造成は20ヘクタール以上というのが対象となっております。当該地区については9.1ヘクタールということなので、県条例に基づく環境影響評価は対象外となります。

ただし、県企業局サイドでは、20ヘクタール以下の工業団地を造成する場合でも、環境影響評価に準ずる調査を行っております。この地区においても、計画及び周辺環境の負荷の軽減を図るため、大気質、騒音、震動、水質、あと、動植物の生態調査などを行っております。この地域においては、まずオオタカが計画地から600メートルの範囲で営巣がみつかっておりまして、高利用域に入っておりますので、工事の際は低騒音の機械を使用するなど配慮を行うということを事業者から聞いております。

また、その他の動植物につきましては、絶滅のおそれのある地域個体群の昆虫といたしまして、ヒメクサキリ、キリギリスの種類の昆虫とか、ヤマトフキバッタ、トノサマバッタみたいなちょっと小さい形の昆虫でございますけれども、これが計画地内で確認されております。また、植物でもシソ科のもので、ミゾコウジュというものが準絶滅危惧の個体でございますけれども、確認されております。

これらについては、現在、例えば植物の生息域の表土とか、また、昆虫の卵が埋まっている表土とかを調整池のほうに移すなど、そういったものの保全対策をすることを今検討しておりまして、工事实施の場合は、適切な対応をしていきたいと事業者から伺っております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問はございませんか。原委員、お願いいたします。

○原委員 もう一点だけちょっと気になるのが、先ほどから言っております南側の河川のある周辺に谷津田だと思うのですが、水田が見受けられるのですが、ここを工業団地として造成した際に、排水処理等々を含めた、こちらへの影響ということはもちろん検討していただいているかと思うのですが、その辺のところをちょっとご説明というか、教えていただければと思います。

○議長 図面でみると5ページが一番わかりやすいですかね。5ページの敷地のちょう

ど南側に谷津田、非常に狭いところが田んぼの土地利用がここにあるのですよね。このことをお聞きしておりますが、いかがでしょうか。

○山科都市計画課長 当該地区に入った雨水につきましては、調整池に一度ためまして、既存の農業排水路のほうに、それは農業排水路の管理者と比流量といいますか、流している量を調整して決めておりますので、ほかの周辺の農地等々に影響することはないと考えております。

以上です。

○原委員 排水のほうです。工場で使われている水の排水処理の影響等々がこちらには出ないのかというところですか。

○山科都市計画課長 公的開発、開発に合わせまして、汚水につきましては、町のほうの公共下水道を整備する予定になっておりまして、汚水については、全て公共下水道で処理される。この地域につきましては、市野川流域の流域下水道、県の処理場で処理するということの計画となっております。

以上です。

○原委員 ありがとうございます。

○議長 むしろ山を削ってしまって、地下水とか、雨水とか、その流れが変わってしまうのは確実ですので、その辺が若干心配ではございますね。安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 私どもの近くにやはり工業団地がございますので、春日丘工業団地ということで造成いただいた、農工法でつくったわけですね。ここもそうだと思うのですが、先ほどの質問の件の中で、山がある時点においては、谷津の田んぼ等についてもそんなには、樹木等あるので、いいのかなと。ところが、造成した後というのは必ず差してきますから、下方の田んぼ際に排水路等をとっても、現行、私どもの地域においても、水が差すために、ここは特に谷津田ということなので、私どものところは平らなのだけれども、どぶ田になってしまう。最終的には、その一帯については、暗渠並びにもう1つ削渠をつくるという形をやっているのですけれども、それでもなかなかきれいにはならないのです。

だから、その辺はちゃんと気をつけて工事をしていただかないと、こんなはずではなかった、ということが必ず出るだろうと心配されます。その辺を十分注意いただければありがたいと思います。

○鈴木土地水政策課長 今あった話につきましては、事業者の企業局のほうによく伝えて、対応について検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長　今回の地域の変更には当たらないところにちょうど谷戸のところがずっと延びているのです。ここも全部削ってしまうという形になるから、むしろ埋めてしまうということかな。いろいろな影響があるとは思いますが、先ほどの意見を考慮していただきたいと思います。

ほかにご意見……井上委員、お願いいたします。

○井上委員　先ほどの環境影響評価をされたという点でちょっと気になったので、オオタカには配慮されるということなのですが、植物と昆虫においても希少種があるということでしたので、保全活動をするということはもちろんしていただく上で、周りにも緑地があるので、保全したからといって場所を移してしまうと、必ずしもそれが残るとは限らなくて、また周りに全くなくて、そこだけにしかないのか、そこにもあるけれども、隣の林地にもあるのかというので、大分変わってくるかと思っておりますので、ぜひ希少種については、保全のときに周りとの関係も配慮しながら進めていただければと思います。

○議長　お願いいたします。

○小野寺田園都市づくり課副課長　ただいまのご意見については、事業者のほうに十分留意するようにお伝えいたします。

○議長　ほかにご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、ほかにご意見、ご質問がないようでございますので、質疑は終了いたします。

それでは、審議会の答申を決定するに当たり、採決を行います。

知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更(案)の(2)嵐山農業地域の縮小につきまして、ご異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたします。

では、答申に付すべきご意見がございましたらご発言をお願いします。ということですが、先ほど2点、要望がありましたので、そちらのほうは盛り込んでいただけますか。

○鈴木土地水政策課長　はい。

○議長　ほかに何か答申に付すべきご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

では、先ほどの2点がありましたけれども、ただいまご発言いただきましたご意見につきましては、答申に記述することといたしますが、文案につきましては、私にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、3件目、最後になりますが、次に、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）、(3)宮代農業地域の縮小について、審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○鈴木土地水政策課長 恐れ入りますが、資料4を御覧いただきたいと存じます。資料4、宮代農業地域の縮小でございます。

まず、本件は、宮代町大字和戸及び国納地内の農業地域21.5ヘクタールを縮小する。そういった内容となっております。

変更理由でございますが、土地区画整理事業による産業団地整備の実施が確実となったためでございます。

次に、他の地域区分との重複状況でございますが、この地域につきましては、土地利用基本計画上、現在、農業地域であるとともに、全域が都市地域となっております。

次に、事業の概要でございます。土地区画整理事業につきましては、事業主体が民間事業者、面積は19.6ヘクタールとなっております。

事業期間は平成31年度から33年度となっております。

こちらは改変等は加えませんけれども、既存道路ということで、道路管理者、国、宮代町が管理する道路面積1.9ヘクタール、こちらを合わせまして21.5ヘクタールを農業地域から縮小するものでございます。

変更に伴う宮代町長の意見はございませんでした。

2ページを御覧いただきたいと存じます。土地利用基本計画図の変更前、変更後でございます。上段が変更前のものでございまして、農業地域及び都市地域の両方が重複しているものでございます。今回の案につきましては、農業地域を縮小しまして、都市地域のみに変更するといった内容となっております。

3ページを御覧いただきたいと存じます。地区の位置図となります。中央のやや上段の部分の赤く塗られたところが今回の地区でございまして、宮代和戸横町地区ということでございます。東北自動車道の久喜インターチェンジから約3キロメートルに位置している

というところでございます。

恐縮ですが、次の4ページを御覧いただきたいと存じます。土地利用計画図となっております。中央を分断しておりますのは圏央道でございます、東西に分かれて区域を設定しております。上のほうが幸手方面、下のほうが久喜方面といったレイアウトとなっております。左下に凡例がございますが、黄色が工場等の建物の敷地、それから薄い緑色の斜線が敷地内の中に設けられる緩衝緑地となっております。また、区域内に3カ所、緑色になっている場所がございますが、それぞれ1号公園、2号公園、3号公園ということで、3カ所に公園が設置される計画となっております。それから東側、右側でございますけれども、青色に着色されているところが調整池という内容となっております。

恐縮ですが、5ページを御覧いただきたいと存じます。用途地域図でございます。本件土地につきましては、市街化区域に編入された後は工業地域という用途地域を予定しているものでございます。

最後の6ページを御覧いただきたいと存じます。航空写真となっております。赤い実線の部分が今回の農業地域の縮小を行う範囲でございます。現況の土地利用でございますが、約8割が農地となっております、残りは道路、水路などとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長　今までの案件の中で一番面積が大きい案件で、ちょっとスケール感が今までと違うので、その辺をご注意いただきたいと思いますが、ただいま事務局から説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）、(3)宮代農業地域の縮小について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。松坂委員、お願いいたします。

○松坂委員　6ページの航空写真をみますと、宅地というか、建物が余りないように見受けられる中で、この線引きなのですが、この写真、平面図の左上のところに農地が残っているところ、こここのところが残ることが将来的にどういう影響を及ぼすかわかりませんが、あのときにこここのところも編入していればよかったということも出るものが想定されるように思われますが、その辺、これを進めるに当たって、意見等がございましたでしょうか。

○山科都市計画課長　都市計画課です。

北側のこちらの農地が一団として1.2ヘクタール程度ございますけれども、こちらについては営農意欲を持っている方の所有があるということで、一部同意が得られそうにない

ということで外したと聞いております。

以上です。

○松坂委員　　そういうことであればそれで、しょうがない。

○議長　　ほかにございますでしょうか。安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員　　これだけ広い面積ということでもありますので、10ヘクタール以上の連担性がある場所だなという感じを受けるのでありますけれども、農振法上というのと、これをすっぽり抜いてしまって工業団地というのがそんなに重要なのでしょうか。どうなのだろう。

○鈴木土地水政策課長　　ご案内のとおり農業振興地域は、本来、農業をすることでございますけれども、いろいろ土地利用需要がある中で、まずこの地区での必要性ですとか、工業団地としての実現性、そういった需要面での確認をしたところでございます。

そうしましたところ、県の企業立地課並びに宮代町からの情報によりますと、緩やかなニーズとしますと、六十数ヘクタールぐらいの立地ニーズがあるというところでございました。それから、かなり確度の高い、この地区に特化したニーズとすると16ヘクタールぐらいあると聞いてございまして、それらをもとに宮代町内で事業計画を立てたところでございます。

まずは市街化区域にできないかということを検討させていただきました。そうすると、いろいろ町のほうで検討した中では、市街化区域では確保が難しいということでございます。その次の順番としましては、いわゆる農業振興地域にかかっていない、いわゆる白白地域ですとか、青白地域ですとか、そういったところを確認したところでございますけれども、町の状況をいろいろ確認しますと、それらの適地がないということでございました。

当該地区でございまして、町の総合振興計画上は、産業系の用途を図るというような位置づけになっていることですとか、直接的な農業投資は、ここは行われていないといった条件もございましたので、本来であれば、青地のところにつきましては、除外すべきではないという意見もございまして、総合的に考慮しまして、この地区を選定したという経過でございます。

以上です。

○安藤委員　　先ほど来の話だと、営農意欲のある方が嫌だよということで、1.2ヘクタール程度入っていない。80%が農地だということになりますと、これは民間の業者さんがローラー作戦で1軒ずつ回って判子をくれというようにやったのだろうけれども、やむを得なくて押した人もいろいろある中で、8割で皆さんがゴーサインを出したからそれでう

まくいくのか。というのは、さっきの別件の嵐山ではないけれども、単価的にどうなのか。それから将来にわたっての生活等々、経営ベースにおける生活、そんなところで検討いただいているのか、それがちょっと心配だったものですからお聞きしました。

○小野寺田園都市づくり課副課長 田園都市づくり課でございます。

ただいま8割の同意というお話がございましたが、本地区につきましても、地権者が主体となってやる土地区画整理事業の施行手法のうち、全員同意の個人施行という手法を使っておりますので、100%同意で事業を進める予定でございます。

以上です。

○安藤委員 ありがとうございます。

○議長 個人的にいうと何かちょっと寂しい感じがしますよね。これだけの土地を農地から工業地域にして反対がないというのはすごく残念な感じが個人的にはします。

ほかにございますでしょうか。では、内田委員、お願いいたします。

○内田委員 宮代町からみると大分離れたところにありますけれども、久喜市側からみると第一種住居地域に隣接することになるのですが、久喜市側のある程度市街化しているところに対して、情報共有というか、周知がなされているのかどうかというのがちょっと気になりましたので、教えていただければと思います。

○議長 3ページをみますと、ちょうど久喜市の市街地に隣接していて、宮代町からすると、町の外れで周りに市街化区域がないということですので、久喜市はどのように情報を得ているかということですよ。どう伝えているかということ。お願いいたします。

○山科都市計画課長 隣接した久喜市の方にも住民説明会を実施しておりまして、平成30年7月22日、地区は隣接する自治会、久喜東4丁目自治会を対象に説明会を実施しております。参加者は64名と聞いております。

○議長 説明会を実施したということですね。いかがですか。よろしいですか。

○内田委員 多分どういう用途になるかというのもあるかと思いますが、どのようなご質問が出たのか、もし教えていただければと思います。

○山科都市計画課長 内容としましては、接しているところに街区公園を設けてほしいという意見がございまして、それを受けまして、久喜市から宮代町に要望書等が出ております。

○議長 今、4ページのところに3号公園というのがありますがけれども、これではなくて、もうちょっとという感じなのですかね。これはすごく小さいからちょっとあれなので

すけれども、やはりそういう要望があったということですか。3号公園は、それを考慮してつくっているわけではない。

○山科都市計画課長　それを考慮してつくっているわけではございませんが、バッファゾーンとして緩衝緑地帯をここの近接するところに10メートル設けているということと、それと10メートルの中で、5メートル分、2分の1分は高木植栽をするということで、周辺環境への影響を極力少なくするような計画にしております。

以上です。

○議長　よろしいでしょうか。この西側のちょうどさっきの切っているところの、出っ張っているところになってしまっていますけれども、出っ張っているところは町と市の境なのですね。そこに6メートル道路があるような状況になっているということですね。

ただ、アプローチの道路というのは、最終的には真ん中に、これは県道でしたか。

○山科都市計画課長　町道です。

○議長　町道ですね。町道を県道に隣接してつくって、今回の農業地域の縮小地域とは別のところから迂回するような形でアプローチするということですね。

ということで、この工業地域になる側のところは、区画道路は、これは6メートルですか、細い道路は一応設けてあるという形ですかね。3号公園から南側というか、3号公園は北側なのか、ぐるっと外周する道路というのは、このところには一応つくる予定があると。ちょっと確認ですけれども、この図が、Wが6メートルと書いている南側のところですよ。ここは一応敷地境界には道路をつくるという形ですか。

○山科都市計画課長　はい。

○議長　ただ、メインのアプローチとしては、この県道から町道を真ん中に通しているということになるというところかと思います。

ほかにご意見、ご質問は。中屋敷委員、お願いいたします。

○中屋敷委員　ここが用途が変わってという状況で、産業団地という話ですけれども、周りに歴然と農地が残るという状況の中で、調整池の機能というのか、調整池で一時担保したものを、その後どう展開していくとか、その辺のご説明をちょっといただきたいと思うのです。

○山科都市計画課長　都市計画課です。

地区内に、宅地、公有用地に降った水につきましては、一旦、4ページの図面の右側にございますとおり、調整池に一度ためまして、その後、既存の農業排水路に流下いたしま

して、大落古利根川に最終的に行くということになっておりまして、これにつきましては、埼玉県の雨水流出抑制条例に基づいて調整がされております。

以上です。

○中屋敷委員 当然そういう状況でなければ、こうやって上がってこないということは事実としてそのとおりなのだけれども、要は高低差のない場所で、この調整池の機能が時間雨量50ミリ対応で考えているのか。そういったものもありますし、昨今のゲリラ豪雨等々を考えると、その部分が今までの規定には該当しているのかという説明だけだと、何だか心配ですよね。その辺はいかがですか。

○山科都市計画課長 都市計画課です。

雨水流出抑制施設設置条例に基づいて、地域によって決まっております、この場合ですと、1ヘクタール当たり700トンという容量を確保するとともに、ここについては湛水区域が含まれますので、湛水の実績分、ここについては、大体25センチから50センチの部分の湛水実績がありますので、その分を開発調整池の容量として見込んでおります。

以上です。

○中屋敷委員 我々が想像できるかというとなかなか想像できない、湛水の機能もあるというところであって、ただ、やはり当然今までそういった機能を持ち合わせていたところがそうでなくなるという現状があるわけです。そうすると、配慮すべきは、今までの規定にのっとっているから大丈夫なのですよという説明だけではないと私は思うのです。

そうした中で、余力というのか、そういったものがある程度担保できないとなかなか難しいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○山科都市計画課長 都市計画課でございますけれども、埼玉県の雨水流出抑制条例に基づく必要容量より、この地区については多少余裕をもってつくっている計画でございます。

○議長 ちょっと堂々めぐりになってきますけれども、いかがでしょうか。

○中屋敷委員 多少は多いのですか、少ないのですか。

○山科都市計画課長 多少、余裕をもってつくっております。

○中屋敷委員 その余裕の容量みたいなものが我々を安心させてもらえるという点にはならないのですか。どのぐらいを見込んでいますよとかというのを教えていただいたほうが多分いいのではないのでしょうか。

○山科都市計画課長 必要容量につきましては、8万2,656立方メートルに対しまして、

今回設置する調整池容量につきましては、8万3,406立方メートルということで計画しております。

○議長　　ちょっと多いという。

○中屋敷委員　　ちょっと安心しました。だけれども、十分といえるかどうかというのは非常に大きな疑問符が残るかなという感じもなくもないかなというところもありますので、事業進捗に伴った中で、3年間の中にいろいろなことが起こり得ると思うのです。そういったものを考慮するような状況というのも求められるのではないかと思うのです。これは意見です。結構です。

○議長　　ここはもともと田んぼですね。

○鈴木土地水政策課長　　田んぼです。

○議長　　安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員　　田んぼということでありますと、当然調整池、その先は土地改良区等の柵渠並びにそういった排水路に流すのだらうと思うのです。そうすると、池である程度たまって容量があるのだということは説明の中でいいのですけれども、その先に流れる場所の柵渠部分の容量、飲み込めるだけのスペース、入ってきた水の流れですか、それが十分対応できるのかどうか。ちょっとその辺を教えてください。

○山科都市計画課長　　都市計画課ですけれども、これにつきましては、農業排水路に流す計画となっておりますが、農業用水路で飲み込める分の流量で絞って流すということになりますので、当然どのぐらい流していいのかというのは、農業用水の排水路の管理者と調整をして計画されているものでございます。ですので、それによっても調整池容量は十分変わってきます。という計画になっております。

　　以上です。

○安藤委員　　当初の計画で見込んだところ、実際飲み込みができない、オーバーフローしてしまうとなったときに、具体的にはどんな対応をされるつもりですか。給水をする場合、例えば、今いった荒川から私どもも水を吸い上げて、パイプラインで送っています。ところが、なかなか思ったとおりに吸ってくれないのです。管の径が小さかったり、あるいはデジタル計で具合が悪かったり、さらには大水が出たときの対応が悪かったり。先ほど来質問があったように、未曾有の洪水とか、読めない部分がたくさん出てきたときの安全パイというのはどこかでやはり担保しておかないといけないのではないかと。まして、工業団地ということになりますと、泥ではありませんので、造成をかけると思いますから、そ

うすると、トレンチなりそういったものやっても、相当量がここに集まってくるだろうと。最終的にそれを全部河川に放流するまでの中間で私どもは農業排水路、いわゆる地元  
の土地改良区等々の協力を得なければうまくいかないのだろうと。

足りないようであれば、逆にもっとでかい排水路をつくらなければならんだろうという  
ようなことも考えられますので、その辺については十分検討いただいて、お進めいただけ  
ればと思います。

○山科都市計画課長 今回の調整池の関係につきましては、県の雨水流出抑制条例に基  
づいたもので設置されておまして、それ以上のものの想定というのは考えていないとこ  
ろでございますが、一応ご意見のあったことについては、今後、関係機関のほうにはお伝  
えしたいと思います。

以上です。

○議長 ちょっと先の話になってはいるのですけれども、関係することでございますの  
でということをお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問はございますか。それでは、松坂委員、お願いいたします。

○松坂委員 ちょっと1点だけ確認させていただきたいと思います。先ほど100%同意  
ということでしたがけれども、これだけの中でどういう手法がとられたのか不明で  
はありますが、地権者数はどの程度あったのか、それだけちょっと確認させていただき  
たいと思います。

○山科都市計画課長 都市計画課です。

地権者は65人でございます。

以上です。

○松坂委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようですので、質疑は終了いたします。

それでは、審議会の答申を決定するに当たり、採決を行います。

知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更(案)の(3)宮代農業地域の  
縮小につきまして、ご異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたしま

す。

では、答申に付すべきご意見がございましたらご発言をお願いしますという件なのですが、先ほどご意見がありました排水の関係等について、答申のほうに盛り込みたいと思います。

○鈴木土地水政策課長 承知しました。

○議長 それでは、ただいま発言いただきましたご意見につきましては、答申に記述することといたしますが、文案につきましては、私にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、以上で審議を終了させていただきます。

そのほか事務局から何かございますか。

○司会 ございません。

○議長 それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○司会 熱心なご審議をいただき、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第68回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。

——了——